

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する 障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定（以下「認定」という。）の認定に関し、必要な基準を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けることができる者は、市内に事業所又は住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条に規定する特例子会社
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第2項第3号に規定する重度障害者多数雇用事業所

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、認定の対象としないものとする。

- (1) 障害者優先調達推進法第1条に規定する目的を踏まえ、物品の販売又は役務の提供を適切に行う能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4各項に該当する者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 重大な法令違反等の不正行為等があった者
- (5) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当する者

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者は、「障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 定款、寄付行為、会則、活動方針その他これらに類する書類
- (2) 事業所及び事業内容の概要
- (3) 提供できる物品及び役務の概要
- (4) 物品及び役務の提供実績

(5) 前条各号のいずれかに該当することを証する書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3の規定に基づき審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、申請書又は添付書類に記載された内容等について、調査し又は説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定による認定の可否を決定したときは、「障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書」（様式第2号）又は「障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(公表)

第5条 市長は、前条の規定により、障害者支援施設等に準ずる者の認定を行ったときは、名簿を作成し、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第6条 認定を受けた者は、第3条の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、速やかに「障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届」（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(認定の辞退)

第7条 認定を受けた者が、認定を辞退するときは、「障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届」（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項のいずれにも該当する者でなくなったとき。

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが明らかになったとき。

(4) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。

(5) その他、前各号に類する事情により、当該認定を受けた者として適当でないと認め

られるとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、「障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書」（様式第6号）により、当該取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（報告等）

- 第9条 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して報告を求め、申請書又は添付書類に記載された内容等について、実地において調査し又は説明を求めることができる。

附 則

この基準は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年2月1日から施行する。